

(目的)

第1条 この告示は、桑名広域清掃事業組合が締結する契約等に係る暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当な介入を排除することにより、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 本組合が締結する契約であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の契約
 - イ 測量業務、土木又は建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務その他建設工事に関連する業務の契約
 - ウ 設備の保守、清掃、警備若しくは電算システムの開発その他の役務の提供又は物件の納入に係る委託契約
 - エ 物件の購入、借入れ、売払い又は貸与等の契約
 - オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る契約
 - カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に係る協定
 - キ アからカまでに掲げるもの以外の契約であって、暴力団等との契約を必要とする特段の事情があるとして管理者が認める契約以外のもの
- (2) 入札参加資格者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 本組合の構成団体の入札参加資格者名簿のいずれかに登録された者
 - イ アに掲げる者以外の者であって、本組合の競争入札の参加者となる者又は随意契約の相手方となる者（相手方を特定するために見積書を徴しようとし、又は特定する手続に参加させようとする者を含む。）
 - ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、契約等の相手方となるため、本組合に申請又は登録の申込みを行った者
- (3) 法人等 法人、法人格を有しない団体及び個人事業主をいう。
- (4) 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
 - イ 法人格を有しない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその者の支配人
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通知があつた者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。
- (7) 暴力団関係法人等 暴力団又は暴力団関係者が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。
- (8) 不当介入 契約等の相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約等の履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約等の履行の障害となるものをいう。）をいう。
- (9) 指名停止 桑名広域清掃事業組合請負工事入札参加者指名停止基準（平成26年桑名広域清掃事業組合告示第7号。以下「指名停止基準」という。）により、期間を定めて指名の対象外とする措置をいう。

(警察等捜査機関からの通知に伴う対応)

第3条 管理者は、入札参加資格者等又はその役員等が別表第1に掲げるいずれかの場合に該当する

ものとして警察等捜査機関から通知があり、入札参加資格者等として不相当と認められるときは、指名停止の措置（前条第2号イの規定に該当する者にあつては競争入札への参加又は随意契約の相手方とするための手続から排除する措置、同号ウの規定に該当する者にあつては本組合への申請又は申込みを受理しない措置）を講じるものとする。

（関係官公署等からの情報入手に伴う対応）

第4条 管理者は、入札参加資格者等又はその役員等が別表第1に掲げるいずれかの場合に該当するものとして警察等捜査機関以外の関係官公署、市民その他の者から情報入手したときは、必要に応じ、当該情報が正当か否かを警察等捜査機関に対して確認するものとする。

2 前項の確認の結果、入手した情報が正当であると確認された場合は、前条の規定を準用する。

（契約等における資材購入等の排除）

第5条 受注者（下請を含む。）又は入札参加資格者等は、別表第2に掲げる資材会社、施設若しくは廃棄物処理業者（以下「資材会社等」という。）又はその役員等が暴力団等と認められる場合は、当該資材会社等から別表第3に掲げる資材若しくは物品（以下「資材等」という。）を購入し、又は別表第2に掲げる施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

2 管理者は、警察等捜査機関から前項に該当する資材会社等に係る通知があつた場合は、受注者に通知するものとする。

3 受注者又は入札参加資格者等が、第1項に違反することを知りながら別表第3に掲げる資材等を購入し、又は別表第2に掲げる施設若しくは廃棄物処理業者を使用していたと認められる場合の措置については、第3条の規定を準用する。

（契約等の解除）

第6条 管理者は、受注者が第3条、第4条第2項又は前条第3項の規定による措置を受けた場合は、当該契約等を解除することができる。

（不当介入に対する措置）

第7条 管理者は、受注者が契約等の履行に際し暴力団等による不当介入を受けた場合は、受注者にその旨を直ちに報告させるとともに、所轄の警察署への通報及び捜査上必要な協力をさせるものとする。

2 管理者は、受注者から前項の規定による報告があつた場合は、速やかに、所轄の警察署と連絡及び協議を行うとともに、受注者が不当介入による被害を受けている場合は、所轄の警察署に被害届を提出させ、受注者に対し適切な指導を行うものとする。

3 管理者は、所轄の警察署から受注者が不当介入を受けたにもかかわらず所轄の警察署への通報を怠っていたとの通知を受けた場合は、受注者にその事実関係を確認するものとする。

4 管理者は、前項の確認の結果、受注者が所轄の警察署への通報又は管理者への報告を怠つたことが確認された場合は、指名停止基準に基づき適切な措置を講じるものとする。

5 管理者は、受注者が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置を講じる場合は、所轄の警察署との協議内容を踏まえ、適切な措置を講じるものとする。

（情報の管理）

第8条 管理者は、この告示を運用するに当たり知り得た情報を適正に管理し、及び当該情報の流出防止に努めなければならない。

（所轄の警察署との連携）

第9条 第3条から第5条までの規定による措置を講じるに当たり、事案の確認を行う場合の具体的な手続については、管理者と三重県桑名警察署長との間で別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

1	入札参加資格者等又はその役員等が、暴力団等と認められる場合
2	入札参加資格者等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団等の威力を利用したと認められる場合
3	入札参加資格者等又はその役員等が、暴力団等に資金等を供給し、若しくは暴力団等から資材等を購入するなど積極的に暴力団等の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる

	場合
4	入札参加資格者等又はその役員等が、暴力団等と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行若しくはスポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合において、特定の場所で偶然出会ったときは含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当することとする。）
5	入札参加資格者等又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結ぶこと又は暴力団関係者が開催するパーティその他の会合に招待し、招待され、若しくは同席する関係をいう。この場合において、特定の場所で偶然出会ったときは含まない。）
6	入札参加資格者等又はその役員等が、暴力団等であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合

別表第2（第5条関係）

1	資材会社	ア 個人が経営する会社 イ 法人が経営する会社又は商社 ウ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する中小企業団体又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合及びその構成員 エ その他資材を販売する事業者、会社及び組織等一切
2	施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設
3	廃棄物処理業者	廃棄物処理法第7条第1項の許可を受けた者若しくは同条第6項の許可を受けた者、同法第14条第1項の許可を受けた者若しくは同条第6項の許可を受けた者又は同法第14条の4第1項の許可を受けた者若しくは同条第6項の許可を受けた者

別表第3（第5条関係）

1	資材	生コンクリート、アスファルト合材、石材、砕石（リサイクル材を含む。）、土砂及びコンクリート二次製品等
2	物品	納入物品及びこれに附属する部品等